

## 被扶養者(異動)届 扶養削除時の添付書類一覧

事由		添付資料	扶養から削除する日付
就職による削除		就職先から発行された保険証の写し (国民健康保険は不可)	左記保険証の資格取得日
		雇用契約書の写し または、勤務証明書※1(下記参照)	契約変更日 または 事業主が証明した日付
収入増による削除	雇用形態の変更	就職先から渡された保険証の写し (国民健康保険は不可)	左記保険証の資格取得日
		雇用契約書の写し または、勤務証明書※1(下記参照)	契約変更日 または 事業主が証明した日付
	自営業の方 (前年の収入が超過した場合)	確定申告書及び青色申告決算書(写) 上記の他、必要に応じ「直接的必要経費申告書」	収入超過した翌年4月1日
	その他	勤務証明書※1(下記参照) または、 収入が増加する前後の給与明細	事業主が証明した日付
結婚による削除	配偶者の扶養へ異動	発行された保険証の写し または、婚姻届の受理証の写し	左記保険証の扶養認定日 または 婚姻届の受理日
収入が多い方の 扶養へ異動	(先に異動先の保険証が 発行されている場合)	異動先で発行された保険証の写し	左記保険証の扶養認定日
	(抜けた証明が必要な場合)	異動先被保険者の雇用契約書の写し または、勤務証明書※1	契約変更日 または 事業主が証明した日付
別居※2(下記参照)	家族が引っ越しによる別居	該当者の住民票の除票	住民でなくなった日
	本人が引っ越しによる別居	本人の世帯全員住民票	住民となった日
離婚による削除 ※3(下記参照)	配偶者の扶養を削除する	離婚届の受理証の写し または 戸籍謄本の写し	離婚届の受理日 (離婚した日)
	子供等を配偶者の 扶養に異動する。	異動先で発行された保険証の写し または 配偶者の扶養を削除と同じ	左記保険証の扶養認定日 または 離婚届の受理日
死亡による削除		死亡診断書の写し	死亡日翌日

上記内容以外の場合は、恐れ入りますが当組合までお問い合わせください。添付資料に関して、上記資料以外でも同内容を証明する書類であれば可能です。

※1 勤務証明書は、当組合ホームページ、申請書類内にあります。(任意の書式でも可能)

※2 別居による削除は、同一世帯要件が必要な方が別居した場合、もしくは同一世帯要件が不要な方で生計の主となるような送金を行わない場合に該当します。

同一世帯要件が不要な方で、別居を開始するが生計の主となるような送金を行い、扶養を継続する場合は、遠隔地(別居)開始・終了届が必要になります。

※3 離婚届の受理日より先に別居されている場合は、事由として別居が優先されます。